

こども・子育て支援会議 教育・保育部会

平成 28 年度第 3 回 平成 29 年 2 月 16 日（木）

- 1 平成 29 年度予算案について
- 2 大阪府からの認定こども園の認定権限及び認定要件条例制定権限の移譲について
- 3 夜間保育所が認定こども園に移行した場合における教育時間の設定について
- 4 大阪市待機児童解消特別チームによる待機児童対策の検討結果報告について
- 5 その他
 - ・委員からの意見及び質問について

こども・子育て支援会議 放課後事業部会

平成 28 年度第 1 回 平成 29 年 3 月 23 日（木）開催予定

平成 29 年度「児童いきいき放課後事業」及び「留守家庭児童対策事業」予算について

こども・子育て支援会議 認可・確認部会**第 1 部会**

非公開で開催しています。

第 3 回 平成 28 年 9 月 27 日（火）

平成 28 年 11 月 1 日付けの地域型保育事業確認申請 1 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。全件を了承。

第 4 回 平成 28 年 11 月 8 日（火）

平成 28 年 12 月 1 日付けの地域型保育事業確認申請 2 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。全件を了承。

第 5 回 平成 29 年 1 月 19 日（木）

平成 29 年 2 月 1 日付けの地域型保育事業確認申請 2 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。全件を了承。

参考

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会

非公開で開催しています。

第3回 平成28年9月16日(金)

平成28年11月1日付けの小規模保育事業認可申請1件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

第4回 平成28年11月4日(金)

平成28年12月1日付けの小規模保育事業認可申請2件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

第5回 平成29年1月19日(木)

平成29年2月1日付けの小規模保育事業認可申請2件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会

第5回から第11回まで非公開で開催しています。

第5回	平成28年9月13日(火)	(1)事実整理について
第6回	平成28年10月13日(木)	(1)事実整理について
第7回	平成28年11月1日(火)	(1)事実整理について
第8回	平成28年12月5日(月)	(1)検証の途中経過について
第9回	平成29年1月10日(火)	(1)問題点・課題の抽出について (2)再発防止策の検討について
第10回	平成29年1月31日(火)	(1)事実経過の確認について (2)再発防止策の検討について
第11回	平成29年2月17日(金)	(1)再発防止策の検討について (2)報告書内容の検討について

こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会

平成 28 年度（第 1 回）

1 日 時 平成 28 年 11 月 17 日（木） 午前 10 時～午前 12 時

2 場 所 大阪市立愛光会館 5 階集会室

3 出席委員等 【専門委員】

五代儀 昌幸 太田 雄士 小林 眞喜子

徳永 志寿嘉 農野 寛治 廣瀬 みどり

矢野 初憲 輪違 清裕 （50 音順）

【関係者】

花井 武司 安田 幸雄 山口 絹子

4 議 題

（１）「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」

関連事業の進捗状況について

（２）その他

こどもの貧困対策について

その他

5 議 事 要 旨

- ・部会移行の経緯
- ・委員等の紹介（資料 1 を使用）
- ・部会長等の選出

議事

（１）「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」関連事業の進捗状況について

- ・資料 2 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」関連施策一覧表・進捗状況について事務局より説明。

【意見等の概要】

- ・さまざまなひとり親家庭に対する事業が行われているが、全国のひとり親家庭の貧困率は 54.6%と、状況は深刻であり、ひとり親家庭の生活の安定にはつながっていないのではないか。
- ・母子生活支援施設での支援に、自立支援計画というものがあるが、目の前の生活に精一杯で、将来を見越したライフプランの作成が難しい状況である。予防的観点をもてば、もう少しひとり親家庭に対する事業の実施の成果が表れやすいのではないかと思う。
- ・ひとり親家庭の生活が安定していくためには、制度として作り上げるだけでなく、直接ひとり親家庭に関わるスタッフやひとり親家庭サポーターたちがとても重要になってくるのではないか。
- ・ひとり親家庭日常生活支援事業を実施している自治体は少なく、大阪市に当該事業があるのは効果的であるが、実績として派遣件数が 546 件は少なく感じる。事業の周知のためにも、区役所において、サポートブックの案内や相談事はないかといった声掛けをもっとしてほしい。

(2) その他

- ・ 資料3 こどもの貧困対策についてこども青少年局経理・企画課より説明。

【意見等の概要】

- ・ 養育費の取り決めをしていない理由の一つとして、「養育費を請求できるとは思わなかった」があり、「養育費の専門相談」という取り組みとしては、このような人にどれだけ丁寧に関わるかが問われるのではないかと。
- ・ 母子生活支援施設では、子どもたちをつなぎ続けるという点でも、地域と協働して切れ目のない支援を考えていく必要があると考え、退所児のアフターケアとして、無料の学習塾を実施している。そのような場で、将来どのような仕事に就けばいいか、どのような資格をどのように取ればいいのか出前授業のような形でやっていけたら良いのではないかと思う。
- ・ 区独自の事業を特色として出すのはいいが、大阪市として一定の共通したサービスを提供する必要があるのではないかと。区によってやる、やらないを選択できることは、大阪市としてバラバラであるように感じられる。
- ・ 単に経済的な支援だけでなく、ボランティアへの情報提供等を充実させてほしい。(こども食堂における、食糧を提供しているフードバンクの存在など。)

こども青少年局

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例について

(制定理由)

ニア・イズ・ベターや事業者の事務負担軽減のため、平成 28 年 4 月に大阪府より、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限が移譲されたことから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、条例で認定こども園の認定の要件を定める必要があるため。

(認定の要件の考え方)

- 大阪府の認定の要件を基本的に踏襲
- 大阪市独自の認定の要件
 - ・ 0 歳児の乳児室又はほふく室の面積 (市 5.0 m²/人、府 3.3 m²/人)
 - ・ 年齢別に必要な器具又は設備
 - (市 調乳器具又は設備、沐浴用設備・シャワー設備、府 規定なし)

(条例制定権限の移譲)

平成 28 年 12 月 1 日 (同日条例施行)

条例の一部を改正する 3 条例について

(改正する条例)

- 1 大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 2 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 3 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正内容)

「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例案」の上程に合わせ、すべての教育・保育施設等において、年齢別に必要な器具又は設備を同一の基準とするため、必要な規定整備を行うものです。具体的には、0 歳児には調乳器具又は設備を、0、1 歳児には沐浴用設備を、2 歳児にはシャワー設備を統一的な認可基準とします。ただし、3 の小規模保育事業 A 型・B 型、小規模型事業所内保育事業において、2 歳児のみ入所させる場合には、シャワー設備のみでも可とするものです。

また、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」において、家庭的保育事業所の耐火基準について、独自に小規模保育事業等と同様の基準を同条例で定めていましたが、小規模保育事業等に係る国省令の改正に伴い、必要な規定整備を行うものです。

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関すること
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関すること及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関すること
認可・確認部会	子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関すること 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等 及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定 に関すること
第1部会	上記、及びの所掌事務のうち幼保連携型認定こども園の認可等に関するに際しての意見聴取に関すること
第2部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、 及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定前における設置・運営法人の選定 に関すること
第3部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、 及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定前における設置・運営法人の選定 に関すること
ひとり親家庭等自立支援部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関すること、その他ひとり親家庭等施策に関すること
教育・保育施設等事故検証部会	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故についての検証及び再発防止策に関すること

夜間保育所が認定こども園に移行した場合における教育時間の設定について

1 市内の認定こども園における教育時間

- ・ 「教育時間」…義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対して、教育基本法に規定する法律で定める学校において行われる教育のための時間であり、幼稚園、認定こども園において設定する必要がある。
- ・ 市内の認定こども園における教育時間は9時～14時が最も多く、開始時間は8時半～10時、終了時間は12時半～15時の幅がある。

2 夜間保育所が認定こども園に移行した際の課題

- 夜間保育所
 - ・ 市内には、6施設（公立1、民間5（うち認定こども園1））ある。
 - ・ 対象は、夜間に保護者の就労等により保育を必要とする児童であり、開所時間は原則として概ね11時間、おおよそ午後10時まで。
- 夜間保育所が認定こども園に移行した場合、民間の保育標準時間が全て11時～22時となっているため、教育時間の設定の考え方を検討する必要がある。

3 国の考え方、他都市の状況

- ・ 国における教育時間に関する基準…教育時間は4時間を標準とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切な配慮が必要、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられる。
- ・ 他都市では、教育時間について、開始を10時～11時、終了を14時～16時として、夜間に開設する認定こども園を認可(認定)している。

4 大阪市の考え方

国の考え方を踏まえながらも、午前9時前後に授業を開始する小学校との接続や、3、4歳児の午睡時間を考慮すると、教育時間については、遅くとも午前11時に開始するよう求めていく必要があると考える。

大阪市待機児童解消特別チーム

	所 属	名 前
チームリーダー	市長	吉村 洋文
サブリーダー	副市長	鍵田 剛
委員	西区長	高野 賢
	天王寺区長	西山 忠邦
	浪速区長	玉置 賢司
	淀川区長	榊 正文
	城東区長	奥野 隆司
	阿倍野区長	宝田 啓行
	こども青少年局長	内本美奈子
	こども青少年局保育施策部長	稲木 徹

平成28年7月22日 待機児童解消特別チーム設置

平成28年8月8日 第1回 待機児童解消特別チーム会議(各区からの状況報告・提案)

平成28年10月3日 第2回 待機児童解消特別チーム会議(優先6課題の検討)

平成28年12月19日 第3回 待機児童解消特別チーム会議(新たな特別対策を含む案を提示)

■ 優先6課題

未利用地等市有財産活用
バス送迎、送迎ステーションの設置等
地域型保育事業の卒園3歳児の受入対策、幼稚園の活用及び認定こども園化
大規模建築物等の保育所設置義務化等
賃料補助
事業者と物件とのマッチング

●バス送迎、送迎ステーションの設置等

◆ 本市として取り組む保育送迎バス事業について、以下の通りモデル化する。

◆保育送迎バス事業の仕組み

- ・ 都心部に送迎ステーションを設け、都心部の児童を近接区の空枠のある保育所や学校の余裕教室、未利用施設等を活用した保育所にバスにて送迎する事業を実施する。
- ・ 保護者と送迎先保育所とで連携がとれるように、送迎ステーションと送迎先保育所は、同一法人が運営する。
- ・ 3～5歳児をバス送迎の対象とする。
- ・ 0～2歳児を対象とした規模の小さい保育所を送迎ステーションに併設させる。
- ・ 他法人が運営する地域型保育事業の卒園した3歳児の受け入れ先としても送迎先保育所を活用する。

